

東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)から移住された方

単身 60万円

世帯 100万円+子育て加算*



移住支援金

※18歳未満の者1人につき100万円

を交付します!



<下記以外にも要件がありますので、お問い合わせください>

【移住等の要件】

- ◆ 聖籠町に転入直前の
10年間のうち通算5年以上
かつ
連続1年以上
東京23区内に在住
又は
東京圏※に在住し、東京23区内へ通勤
- ◆ 申請日から5年以上、聖籠町に継続して居住する意思がある ※条件不利地域を除く

【就業等の要件】

※「就業」「専門人材」「起業」「テレワーク」「関係人口」のいずれかに該当すること

- ◆ **就業** 「新潟企業情報ナビ」に掲載の求人に応募し、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて新規に就業
- ◆ **専門人材** プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて新規に就業
- ◆ **起業** 新潟県による起業支援金の交付決定を受けてから1年以内
- ◆ **テレワーク** 所属先企業等から資金提供を受けずに自己の意思で移住し、移住元での業務に引き続き従事
- ◆ **関係人口** 移住前に、聖籠町に対し、移住・定住の取組を含む政策全般に係る意見を書面で提出していること

聖籠町に転入後、1年以内の申請が必要となります!



- ・ 事由に応じて申請書類が異なります。詳細は、下記窓口までお問い合わせください。
- ・ 予算に限りがありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・ 申請日から1年以内の退職、5年以内の転出等に至った場合には、原則として所定の額を返還いただきます。

支援金の対象となる求人情報は、こちらから検索!

新潟企業情報ナビ

検索

<https://www.niigata-kigyo-navi.jp/>



[お問合せ先] 聖籠町役場 総合政策課 政策係 電話:0254-27-2111(代表)
E-mail:sousei@town.seiro.niigata.jp